

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月26日 07時55分ごろ
発生場所	明石海峡大橋付近 岩屋港東防波堤灯台から真方位023° 1,050m付近 (概位 北緯34° 36.4′ 東経135° 01.0′)
事故の概要	漁船住吉丸は、南東進中、また、プレジャーボート宮栄は、船首を東北東方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住吉丸、1.5トン HG3-36094（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 宮栄、5トン未満（長さ5.69m） 271-26880兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 西北西流約2.4ノット
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、明石海峡大橋付近で流し釣りをしていた。</p> <p>船長Aは、多数の船舶が西方に流されながら流し釣りをを行っている中、潮上りすることとし、船尾側に立ち、手動操舵で東進中、右舷船首方に船首を南西方に向けて漂流中の大型の遊漁船（以下「C船」という。）を認め、C船が最も東方（潮上）で流し釣りを始めた船舶だと思い、C船の東方で流し釣りを始めようとC船の船尾方付近で右舵を取った。</p> <p>船長Aは、船尾側で流し釣りの準備をしながら、機関を中立にして前進行きあしで南東進中、船首方を見たところ、船首至近にB船を認め、直ちに機関を後進に入れて左舵を取ったが、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、東進中、最も東方に視認したC船との距離に気を取られ、C船の東方で漂流中のB船に気付かず、C船の東方には航行の支障となる他船はいないと思っていた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、C船の東方で船首を東北東方に向け、船外機を中立運転として漂流し、船長Bが</p>

	<p>右舷船尾側で、同乗者が左舷船尾側で、それぞれ立って流し釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、左舷船尾方からB船に接近するA船を認めたが、航行しているA船が漂流中のB船を避けてくれると思い漂流を続けていたところ、A船が更に接近して衝突の危険を感じ、A船に向かって大声を上げて手を振ったが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長A及び船長Bは、両船の損傷状況と負傷者がいないことを確認後、船長Bが海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、潮上りのため東進中、船長Aが、右舷船首方のC船を最も東方に視認し、C船の東方には航行の支障となる他船はいないと思い右舵を取った後、機関を中立として船尾側で流し釣りの準備をしていたことから、C船の東方で漂流中のB船に気付かず、前進行きあしで南東進を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を東北東方に向けて漂流中、船長Bが、B船に接近するA船を認めた際、航行しているA船が漂流中のB船を避けてくれると思い漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が潮上りのため東進中、B船が船首を東北東方に向けて漂流中、船長Aが、C船の東方に航行の支障となる他船はいないと思い右舵を取った後、船尾側で流し釣りの準備をし、また、船長Bが、航行しているA船が漂流中のB船を避けてくれると思い漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、常に周囲の状況を確認するなど、継続して適切な見張りをを行い、他船を見落とさないようにすること。</li> <li>・ 船長は、漂流中、接近する他船を認めた場合、漂流中の自船を他船が避けてくれると思わず、有効な音響による信号によって注意を喚起するほか、必要に応じ、機関を使用して衝突を避ける動作をとること。</li> </ul>